

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十二条第四号の規定に基づき、建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合及びその確認方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条第四号に規定する使用上の支障が起こらないことを検証することが必要な場合は、建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合とする。

	建築物の部分	条件式
木造	はり（床面に用いるものに限る。 。以下この表において同じ。）	$D \geq \frac{1}{12}$

鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	はり	この表において、 $t$ 、 $l_x$ 、 $D$ 及び $l$ は、それぞれ以下の数値を表すものとする。 $t$ 床版の厚さ(単位 ミリメートル) $l_x$ 床版の短辺方向の有効長さ(単位 ミリメートル) $D$ はりのせい(単位 ミリメートル) $l$ はりの有効長さ(単位 ミリメートル)	
		床版(四辺支持の場合)		
		床版(四辺支持以外の場合)		
		はり		
		はり		$\frac{D}{l} > \frac{1}{15}$
		床版(四辺支持以外の場合)		$\frac{t}{l_x} > \frac{1}{30}$
		はり		$\frac{D}{l} > \frac{1}{10}$
		はり		$\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$

第二 令第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを確認する方法は、次のとおりとする。

一 当該建築物の実況に応じた固定荷重及び積載荷重によってはり又は床版に生ずるたわみの最大値を計算すること。ただし、令第八十五条の表に掲げる室の床の積載荷重については、同表(は)欄に定める数値によつて計算することができる。

二 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期間の荷重により変形が増大することの調整係数(以下「変形増大係数」という。)を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求めた場合においては、当該数値を用いることができる。

構造の形式		変形増大係数
木造		一
鉄骨造		一

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則

鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	
	はり	床版
四	八	一六